

募集 パブリックコメント

逗子市国民健康保険条例の改正並びに 国民健康保険料の改定について

別紙のとおり国民健康保険条例の改正を行い、平成 30 年度に国民健康保険料を改定することについて、市民の皆さんの意見を募集します。

募集期間

平成 29 年 10 月 2 日（月）～11 月 1 日（水）

* 募集期間内必着

提出方法

任意書式に「国民健康保険条例の改正並びに保険料の改定に対する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえファクス・Eメール（添付ファイル不可）・郵送などで、又は直接国保健康課へ

* 意見についての個別の回答はしません。

提出先

逗子市 福祉部 国保健康課

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

ファクス 046-873-4520

Eメール hoken@city.zushi.lg.jp

逗子市国民健康保険条例の改正並びに 平成 30 年度国民健康保険料の改定について

逗子市の国民健康保険事業につきましては、一般会計（市税収入を主な財源とする一般的な収入と支出の会計）とは別枠の特別会計（特定の収入を財源として特定の支出に充てるもの）により運営しています。

平成 25 年度には、14 年ぶりに応能・応益割合を変更する条例改正を行い保険料の改定を行ない、その際に、以後 3 年ごとに国民健康保険料の見直しを行う、応能・応益割合を段階的に 50 : 50 とする、応益分の負担軽減のため、軽減割合を現行の 6・4 割から 7・5・2 割へ変更することを方針として決定しました。

また、国民健康保険制度の安定化を図るため、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となること（都道府県単位化）が決定しており、本市だけが異なる応能・応益割合及び軽減割合は見直す必要があることから、次のとおり国民健康保険条例の改正を行い平成 30 年度に保険料の改定を行う予定です。

① 応能・応益割合を現行の 65 : 35 から 55 : 45 へ変更

（応能・応益割合について *資料 2 を参照）

② 低所得者の負担軽減のため、応益分（被保険者均等割額、世帯別平等割額）の軽減割合を現行の 6・4 割から 7・5・2 割軽減へ変更

（平成 30 年度改定による所得区分（軽減割合 7・5・2 割）・世帯構成別保険料負担の変化 *資料 3、保険料変更後の試算例（年額） *資料 4 を参照）

一方で、平成 24 年度後半から医療費が急激に増加し、平成 25 年度は国民健康保険料として収入すべき額の不足分（法定外繰入金）が総額で約 6 億 3 千万円にのぼってしまったことから、平成 26 年度にも緊急的な措置として改定を行いました。

また、医療費の増加を抑制するための取組みとして、特定健診やがん検診の受診率の向上やジェネリック医薬品の普及促進などもあわせて進めており、平成 28 年度には、健康課題の把握や効果的な保健事業の展開及び医療費の適正化を目的とした逗子市データヘルス計画を策定しました。

これらの取組み及び被保険者数の減少等により、平成 25 年度をピークに医療費の伸びは鈍化し、法定外繰入金の額はほぼ横ばいとなってきているものの、法定外繰入金の割合は高い状況であり、財政運営が極めて厳しい状況は依然として続いています。

さらに、今後は都道府県単位化により県で策定される運営方針に基づき、決算補填に係る法定外繰入金は計画的、段階的に削減が求められます。

※法定外繰入金…法定内繰入金とは別に、決算補填等の目的や保健事業費に充てるものなど一般会計から繰入れているもの。

（国民健康保険事業の財政運営状況 *資料 1 を参照）

国民健康保険事業の財政運営状況

国民健康保険事業特別会計は、一般被保険者と退職被保険者等で経理上区分されており、更に各々が医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に細分化されます。なお、人件費及び事務経費については全て一般会計からの繰入金（法定内繰入金）で賄うものとされています。

	一般被保険者	退職被保険者等
医療給付費分	① 一般被保険者にかかる医療費は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。	④ 保険料等の収入を除いた退職被保険者等にかかる医療費は、健保等の拠出金で賄われ、市の負担はありません。
後期高齢者支援金分	② 後期高齢者支援金は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。	
介護納付金分	③ 介護納付金は、保険料及び国・県ほかの補助金等で賄われます。	
人件費 事務経費	⑤ 全て法定内繰入金で賄うものとされています。	

医療費（一般被保険者療養給付費）の推移は下表のとおり決算額はほぼ横ばいですが、1人当たり医療費は微増傾向です。

単位：百万円

	決算額	対前年度 増減額	1人当たり 医療費
平成25年度	3,867	—	333,356円
平成26年度	3,921	54	340,565円
平成27年度	3,946	25	351,224円
平成28年度	3,860	△86	—
平成29年度	3,911（見込）	51	—

保険料で賄う経費の歳入歳出差引額は、下表のとおり不足しています。

単位：百万円

	一般被保険者		③介護 納付金分	合 計
	①医療 給付費分	②後期高齢者 支援金分		
平成25年度	△531	△93	△90	△714
平成26年度	△327	△37	△81	△445
平成27年度	△267	△18	△57	△342
平成28年度	△284	△24	△54	△362

資料 1-2

歳入決算額に占める法定外繰入金の割合は、下表のとおり県内市の中では高い状況にあります。

単位：百万円

	法定外繰入金	歳入決算額	割合	県内市の順位（高い順）
平成 25 年度	628	6,886	9.12%	1
平成 26 年度	447	6,928	6.45%	3
平成 27 年度	369	7,832	4.71%	6
平成 28 年度	374	7,719	4.85%	—
平成 29 年度	385（見込）	7,715（予算額）	4.99%	—

※ 決算補填のため、平成 28 年度は約 3 億 7,400 万円を一般会計（法定外）から繰り入れており、平成 29 年度は約 3 億 8,500 万円程度の繰り入れが必要と見込まれます。

応能・応益割合について

保険料は、収入に応じたの**応能分**「所得割額」と、受益に応じたの**応益分**として一人当たりにかかる「被保険者均等割額」、一世帯当たりにかかる「世帯別平等割額」で計算されます。

この割合について逗子市では、所得割額が 100 分の 65、被保険者均等割額が 100 分の 25、世帯別平等割額が 100 分の 10 相当で、応能分と応益分の割合は 65 : 35 となっています。

現在、国が標準としている割合は、50 : 50 で、県内各市は、本市以外 60 : 40 から 50 : 50 となっています。また、後期高齢者医療制度による 75 歳以上の方の割合は、全国一律に 50 : 50 となっています。

負担能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割のバランスをとることは被保険者全体で制度を支えるという観点から非常に重要なことです。高い応能割合は中間所得者層に重い負担となっているため、応益分の比重を高める方向での見直しの必要性があります。

逗子市の保険料の内訳

(平成 29 年度：年額)

	応能分	応益分	
	所得割額	被保険者均等割額 (一人当たり)	世帯別平等割額 (一世帯当たり)
医療給付費分	※基準総所得金額×5.60%	16,500 円	11,500 円
後期高齢者支援金分	// ×2.70%	7,100 円	4,900 円
介護納付金分	// ×1.60%	5,500 円	2,700 円
条例に規定されている割合	65%	25%	10%
平成 30 年度改定後割合	55%	30%	15%

※ 基準総所得金額 = 総所得金額等の合計 - 基礎控除額 (33 万円)

応能・応益割合の変更による保険料率の算定

今後は、県で算定された納付金を賄うために、毎年状況に応じて決められた法定外繰入金を踏まえ、毎年5月に直近の所得、被保険者数及び世帯数を基に算定を行い運営協議会に諮り、6月に当該年度の保険料率を決定し、7月に保険料が確定します。

なお、低所得者は応益割（均等割額、平等割額）が、所得に応じ7割・5割・2割軽減されます。

試算1：法定外繰入を2.8億円とした場合の試算例

項目	現行	試算1	現行との差	
医療給付費分	所得割率	5.60%	5.17%	△0.43
	均等割額	16,500円	21,300円	4,800円
	平等割額	11,500円	17,700円	6,200円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.70%	2.43%	△0.27
	均等割額	7,100円	9,400円	2,300円
	平等割額	4,900円	7,800円	2,900円
介護納付金分	所得割率	1.60%	1.45%	△0.15
	均等割額	5,500円	7,300円	1,800円
	平等割額	2,700円	4,300円	1,600円
合計	所得割率	9.90%	9.05%	△0.85
	均等割額	29,100円	38,000円	8,900円
	平等割額	19,100円	29,800円	10,700円

試算2：法定外繰入を1.8億円とした場合の試算例

項目	現行	試算2	現行との差	
医療給付費分	所得割率	5.60%	5.61%	0.01
	均等割額	16,500円	22,700円	6,200円
	平等割額	11,500円	18,900円	7,400円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.70%	2.66%	△0.04
	均等割額	7,100円	10,100円	3,000円
	平等割額	4,900円	8,400円	3,500円
介護納付金分	所得割率	1.60%	1.57%	△0.03
	均等割額	5,500円	7,900円	2,400円
	平等割額	2,700円	4,600円	1,900円
合計	所得割率	9.90%	9.84%	△0.06
	均等割額	29,100円	40,700円	11,600円
	平等割額	19,100円	31,900円	12,800円

試算1：法定外繰入を2.8億円とした場合の試算例

平成30年度改定による所得区分(軽減割合7・5・2割)・世帯構成別保険料負担の変化

(※現行は6・4割軽減、改定後は7・5・2割軽減導入予定)

単位：円

所得階層			6割(7割)軽減世帯		4割(5割)軽減世帯		2割軽減世帯 (H30年度から新設、 現行は軽減なし)		一般所得層		限度額 超過世帯
			均等割額 + 平等割額	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率		
一人世帯	介護納付金分なし※	現行	16,000	24,000	8.30%	40,000	8.30%	40,000	8.30%	730,000	
		改定後	16,800	28,100	7.60%	44,900	7.60%	56,200	7.60%	(730,000)	
		上昇額	800	4,100	-0.7	4,900	-0.7	16,200	-0.7	0	
	介護納付金分あり※	現行	19,200	28,900	9.90%	48,200	9.90%	48,200	9.90%	890,000	
		改定後	20,200	33,900	9.05%	54,100	9.05%	67,800	9.05%	(890,000)	
		上昇額	1,000	5,000	-0.85	5,900	-0.85	19,600	-0.85	0	
二人世帯	介護納付金分なし	現行	25,400	38,100	8.30%	63,600	8.30%	63,600	8.30%	730,000	
		改定後	25,900	43,400	7.60%	69,400	7.60%	86,900	7.60%	(730,000)	
		上昇額	500	5,300	-0.7	5,800	-0.7	23,300	-0.7	0	
	介護納付金分あり	現行	30,800	46,300	9.90%	77,300	9.90%	77,300	9.90%	890,000	
		改定後	31,500	52,800	9.05%	84,500	9.05%	105,800	9.05%	(890,000)	
		上昇額	700	6,500	-0.85	7,200	-0.85	28,500	-0.85	0	
三人世帯	介護納付金分なし	現行	34,800	52,300	8.30%	87,200	8.30%	87,200	8.30%	730,000	
		改定後	35,200	58,800	7.60%	94,000	7.60%	117,600	7.60%	(730,000)	
		上昇額	400	6,500	-0.7	6,800	-0.7	30,400	-0.7	0	
	介護納付金分あり	現行	42,400	63,800	9.90%	106,400	9.90%	106,400	9.90%	890,000	
		改定後	43,000	71,900	9.05%	114,900	9.05%	143,800	9.05%	(890,000)	
		上昇額	600	8,100	-0.85	8,500	-0.85	37,400	-0.85	0	
四人世帯	介護納付金分なし	現行	44,300	66,400	8.30%	110,800	8.30%	110,800	8.30%	730,000	
		改定後	44,400	74,100	7.60%	118,600	7.60%	148,300	7.60%	(730,000)	
		上昇額	100	7,700	-0.7	7,800	-0.7	37,500	-0.7	0	
	介護納付金分あり	現行	54,100	81,200	9.90%	135,500	9.90%	135,500	9.90%	890,000	
		改定後	54,400	90,800	9.05%	145,400	9.05%	181,800	9.05%	(890,000)	
		上昇額	300	9,600	-0.85	9,900	-0.85	46,300	-0.85	0	

6割(7割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円以下

4割(5割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(27万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

2割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(49万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者です。

一般所得層…軽減や限度額超過に該当しない世帯

限度額超過世帯…29年度：医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を超える世帯

30年度：未定

介護納付金分なし※…65歳以上又は40歳未満

介護納付金分あり※…40歳以上65歳未満

試算2：法定外繰入を1.8億円とした場合の試算例

平成30年度改定による所得区分(軽減割合7・5・2割)・世帯構成別保険料負担の変化

(※現行は6・4割軽減、改定後は7・5・2割軽減導入予定)

単位：円

所得階層			6割(7割)軽減世帯			4割(5割)軽減世帯			2割軽減世帯 (H30年度から新設、 現行は軽減なし)		一般所得層		限度額 超過世帯
			均等割額 + 平等割額	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率	均等割額 + 平等割額	所得割率		
一人世帯	介護納付金分なし※	現行	16,000	24,000	8.30%	40,000	8.30%	40,000	8.30%	40,000	8.30%	730,000	
		改定後	17,900	30,000	8.27%	48,000	8.27%	60,100	8.27%	60,100	8.27%	(730,000)	
		上昇額	1,900	6,000	-0.03	8,000	-0.03	20,100	-0.03	20,100	-0.03	0	
	介護納付金分あり※	現行	19,200	28,900	9.90%	48,200	9.90%	48,200	9.90%	48,200	9.90%	890,000	
		改定後	21,600	36,200	9.84%	58,000	9.84%	72,600	9.84%	72,600	9.84%	(890,000)	
		上昇額	2,400	7,300	-0.06	9,800	-0.06	24,400	-0.06	24,400	-0.06	0	
二人世帯	介護納付金分なし	現行	25,400	38,100	8.30%	63,600	8.30%	63,600	8.30%	63,600	8.30%	730,000	
		改定後	27,700	46,400	8.27%	74,200	8.27%	92,900	8.27%	92,900	8.27%	(730,000)	
		上昇額	2,300	8,300	-0.03	10,600	-0.03	29,300	-0.03	29,300	-0.03	0	
	介護納付金分あり	現行	30,800	46,300	9.90%	77,300	9.90%	77,300	9.90%	77,300	9.90%	890,000	
		改定後	33,800	56,600	9.84%	90,500	9.84%	113,300	9.84%	113,300	9.84%	(890,000)	
		上昇額	3,000	10,300	-0.06	13,200	-0.06	36,000	-0.06	36,000	-0.06	0	
三人世帯	介護納付金分なし	現行	34,800	52,300	8.30%	87,200	8.30%	87,200	8.30%	87,200	8.30%	730,000	
		改定後	37,700	62,800	8.27%	100,500	8.27%	125,700	8.27%	125,700	8.27%	(730,000)	
		上昇額	2,900	10,500	-0.03	13,300	-0.03	38,500	-0.03	38,500	-0.03	0	
	介護納付金分あり	現行	42,400	63,800	9.90%	106,400	9.90%	106,400	9.90%	106,400	9.90%	890,000	
		改定後	46,100	76,900	9.84%	123,100	9.84%	154,000	9.84%	154,000	9.84%	(890,000)	
		上昇額	3,700	13,100	-0.06	16,700	-0.06	47,600	-0.06	47,600	-0.06	0	
四人世帯	介護納付金分なし	現行	44,300	66,400	8.30%	110,800	8.30%	110,800	8.30%	110,800	8.30%	730,000	
		改定後	47,500	79,200	8.27%	126,700	8.27%	158,500	8.27%	158,500	8.27%	(730,000)	
		上昇額	3,200	12,800	-0.03	15,900	-0.03	47,700	-0.03	47,700	-0.03	0	
	介護納付金分あり	現行	54,100	81,200	9.90%	135,500	9.90%	135,500	9.90%	135,500	9.90%	890,000	
		改定後	58,300	97,300	9.84%	155,600	9.84%	194,700	9.84%	194,700	9.84%	(890,000)	
		上昇額	4,200	16,100	-0.06	20,100	-0.06	59,200	-0.06	59,200	-0.06	0	

6割(7割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円以下

4割(5割)軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(27万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

2割軽減世帯…総所得金額の合算額が、33万円+(49万円×被保険者数と※特定同一世帯所属者の合算数)以下

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者です。

一般所得層…軽減や限度額超過に該当しない世帯

限度額超過世帯…29年度：医療分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円を超える世帯

30年度：未定

介護納付金分なし※…65歳以上又は40歳未満

介護納付金分あり※…40歳以上65歳未満

試算1：法定外繰入を2.8億円とした場合の試算例

保険料変更後の試算例(年額)

1世帯当たりの平均被保険者数は、約1.6人(平成29年5月末現在)となっており、モデル的な世帯の保険料の現時点での試算例については、次のとおりです。

また、加入世帯のうち約70%を占める総所得金額等が222万円以下の世帯については、7割・5割軽減への変更及び2割軽減の導入により保険料の上昇額が抑制されます。(⑤～⑦の試算例及び資料3-1参照)

なお、最終の保険料率については、毎年6月に決定します。

①夫・妻(40歳以上～65歳未満)、子ども1人(40歳未満)

収入は夫の給与収入600万円のみの場合

基準総所得金額 3,930,000 円

医療・支援金人数 3 人

介護人数 2 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	220,080	49,500	11,500	203,181	63,900	17,700
支援金	106,110	21,300	4,900	95,499	28,200	7,800
介護	62,880	11,000	2,700	56,985	14,600	4,300
合計	489,800			491,900		

保険料上昇額

2,100

②単身世帯(40歳未満) 収入は給与収入350万円のみの場合

基準総所得金額 1,940,000 円

医療・支援金人数 1 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	108,640	16,500	11,500	100,298	21,300	17,700
支援金	52,380	7,100	4,900	47,142	9,400	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	200,900			203,500		

保険料上昇額

2,600

③夫・妻の二世帯(65歳以上) 収入は夫の年金収入280万円で、妻の年金収入80万円の場合

基準総所得金額 1,270,000 円

医療・支援金人数 2 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	71,120	33,000	11,500	65,659	42,600	17,700
支援金	34,290	14,200	4,900	30,861	18,800	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	168,900			183,300		

保険料上昇額

14,400

④単身世帯(65歳以上) 収入は年金収入240万円のみの場合

基準総所得金額 870,000 円

医療・支援金人数 1 人

介護人数 0 人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	48,720	16,500	11,500	44,979	21,300	17,700
支援金	23,490	7,100	4,900	21,141	9,400	7,800
介護	0	0	0	0	0	0
合計	112,100			122,200		

保険料上昇額

10,100

⑤単身世帯（40～64歳） 収入なしの場合
 （現行は6割軽減、試算例は7割軽減該当）

基準総所得金額 0 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	0	6,600	4,600	0	6,390	5,310
支援金	0	2,840	1,960	0	2,820	2,340
介護	0	2,200	1,080	0	2,190	1,290
合計	19,200			20,200		

保険料上昇額
1,000

⑥単身世帯（40～64歳） 収入は給与収入120万円のみの場合
 （現行は4割軽減、試算例は5割軽減該当）

基準総所得金額 220,000 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	12,320	9,900	6,900	11,374	10,650	8,850
支援金	5,940	4,260	2,940	5,346	4,700	3,900
介護	3,520	3,300	1,620	3,190	3,650	2,150
合計	50,600			53,600		

保険料上昇額
3,000

⑦単身世帯（40～64歳） 収入は給与収入145万円のみの場合
 （現行は軽減なし、試算例は2割軽減該当）

基準総所得金額 470,000 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	26,320	16,500	11,500	24,299	17,040	14,160
支援金	12,690	7,100	4,900	11,421	7,520	6,240
介護	7,520	5,500	2,700	6,815	5,840	3,440
合計	94,600			96,500		

保険料上昇額
1,900

試算2：法定外線入を1.8億円とした場合の試算例

保険料変更後の試算例(年額)

1世帯当たりの平均被保険者数は、約1.6人(平成29年5月末現在)となっており、モデル的な世帯の保険料の現時点での試算例については、次のとおりです。

また、加入世帯のうち約70%を占める総所得金額等が222万円以下の世帯については、7割・5割軽減への変更及び2割軽減の導入により保険料の上昇額が抑制されます。(⑤～⑦の試算例及び資料3-2参照)

なお、最終の保険料率については、毎年6月に決定します。

①夫・妻(40歳以上～65歳未満)、子ども1人(40歳未満)

収入は夫の給与収入600万円のみの場合

基準総所得金額 3,930,000円

医療・支援金人数 3人

介護人数 2人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	220,080	49,500	11,500	220,473	68,100	18,900
支援金	106,110	21,300	4,900	104,538	30,300	8,400
介護	62,880	11,000	2,700	61,701	15,800	4,600
合計	489,800			532,700		

保険料上昇額
42,900

②単身世帯(40歳未満) 収入は給与収入350万円のみの場合

基準総所得金額 1,940,000円

医療・支援金人数 1人

介護人数 0人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	108,640	16,500	11,500	108,834	22,700	18,900
支援金	52,380	7,100	4,900	51,604	10,100	8,400
介護	0	0	0	0	0	0
合計	200,900			220,500		

保険料上昇額
19,600

③夫・妻の二世帯(65歳以上) 収入は夫の年金収入280万円で、妻の年金収入80万円の場合

基準総所得金額 1,270,000円

医療・支援金人数 2人

介護人数 0人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	71,120	33,000	11,500	71,247	45,400	18,900
支援金	34,290	14,200	4,900	33,782	20,200	8,400
介護	0	0	0	0	0	0
合計	168,900			197,800		

保険料上昇額
28,900

④単身世帯(65歳以上) 収入は年金収入240万円のみの場合

基準総所得金額 870,000円

医療・支援金人数 1人

介護人数 0人

単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	48,720	16,500	11,500	48,807	22,700	18,900
支援金	23,490	7,100	4,900	23,142	10,100	8,400
介護	0	0	0	0	0	0
合計	112,100			132,000		

保険料上昇額
19,900

⑤単身世帯（40～64歳） 収入なしの場合
 （現行は6割軽減、試算例は7割軽減該当）

基準総所得金額 0 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	0	6,600	4,600	0	6,810	5,670
支援金	0	2,840	1,960	0	3,030	2,520
介護	0	2,200	1,080	0	2,370	1,380
合計	19,200			21,600		

保険料上昇額
2,400

⑥単身世帯（40～64歳） 収入は給与収入120万円のみの場合
 （現行は4割軽減、試算例は5割軽減該当）

基準総所得金額 220,000 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	12,320	9,900	6,900	12,342	11,350	9,450
支援金	5,940	4,260	2,940	5,852	5,050	4,200
介護	3,520	3,300	1,620	3,454	3,950	2,300
合計	50,600			57,900		

保険料上昇額
7,300

⑦単身世帯（40～64歳） 収入は給与収入145万円のみの場合
 （現行は軽減なし、試算例は2割軽減該当）

基準総所得金額 470,000 円
 医療・支援金人数 1 人
 介護人数 1 人 単位：円

	現行			試算例		
	所得割額	均等割額	平等割額	所得割額	均等割額	平等割額
医療	26,320	16,500	11,500	26,367	18,160	15,120
支援金	12,690	7,100	4,900	12,502	8,080	6,720
介護	7,520	5,500	2,700	7,379	6,320	3,680
合計	94,600			104,200		

保険料上昇額
9,600